

由本商工発第95号  
令和7年12月19日

## 対象店舗

由利本荘市商工会  
会長 佐藤久美  
(公印省略)

## 「由利本荘市キャッシュレス決済ポイント還元事業」の実施について

本会では由利本荘市より委託を受け、標記事業を実施することといたしました。  
次の事業趣旨をご確認いただき、本事業に参加を希望しない店舗につきましては、別紙①  
**「キャンペーン不参加申出書」**により令和8年1月7日（水）迄ご報告ください。

### 1 目的

物価高で影響を受けている市民の家計負担を軽減するとともに、消費喚起により市内事業者を支援する目的で実施する。

### 2 事業内容

由利本荘市内の店舗において、消費者が商品を購入する際に、本事業で対象としているPayPay、d払い、au PAY（コード支払い）を決済手段として選択した場合、消費者に対して、決済額の一定割合の「ポイント・残高」を付与する。

### 3 実施期間：令和8年2月1日（日）～2月28日（土）

### 4 還元率：中小企業 最大20% 大手企業 最大5%

**※大手企業（大型店）との判別のためフランチャイズ店は別紙②により申出ください**

### 5 対象店舗：令和8年2月1日時点で決済サービスを提供している市内事業者

※追加で他の決済サービスを導入し本事業への参加を希望される場合は1月7日までご連絡ください

### 6 対象外店舗、取引（**※本事業での対象外取引は、別紙③をご確認ください**）

- (ア) コンビニエンスストア
- (イ) 宿泊施設（ただし宿泊費と使用コードが別となる売店、食堂等は除く）等
- (ウ) 公的医療保険の適用となる保険医療機関および保険薬局
- (エ) 風俗営業等への支払い
- (オ) 有価証券、商品券、切手等、換金性の高い商品の購入
- (カ) 特定の宗教、政治団体、反社会的勢力や公序良俗に反するもの
- (キ) たばこの購入
- (ク) その他由利本荘市長が不適当と認めるもの

### 7 事業者向け説明会（希望者のみ、ご都合のつく時間にお越しください）

日 時：令和8年1月6日（火）13：30～16：30

場 所：由利本荘市役所4階 正庁



由利本荘市ホームページ  
キャッシュレス決済  
ポイント還元事業

本事業に関するお問合せ先  
TEL 22-6730／22-6731  
FAX 23-8688

（由利本荘市商工会）